

総務教育常任委員会資料

(平成27年9月14日)

【項目】	ページ
1 平成27年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について 【とっとり元気戦略課】・・・	1
2 第25回中四国サミットの開催結果について 【広域連携課】・・・	6
3 「第60回関西広域連合委員会」、「平成27年9月関西広域連合議会 定例会」の開催結果について 【広域連携課】・・・	17
4 鳥取・広島両県知事会議の開催結果について 【広域連携課】・・・	25
5 平成27年度第1回パートナー県政推進会議の開催結果について 【県民課】・・・	26
6 中部CCRC検討会の立ち上げについて 【とっとり暮らし支援課】・・・	28
7 「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議戦略検討会兼 IJUターン4千人・とっとり暮らし推進チーム会議(第2回)の開催結果に ついて 【とっとり暮らし支援課】・・・	29
8 「来んさいな 住んでみないや」とっとり暮らしフェスタの開催結果について 【とっとり暮らし支援課】・・・	30
9 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の開催結果及び女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律第23条第1項の規定に基づく協議会の設置について 【男女共同参画推進課】・・・	32

元気づくり総本部

平成27年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

平成27年9月14日
とっとり元気戦略課
教 育 総 務 課

平成27年9月7日に本年度第2回目の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日 時 平成27年9月7日(月) 午後3時から4時30分まで
(2) 場 所 鳥取県立図書館 大研修室

2 出席者

知事、教育委員会(教育委員長、教育委員、教育長)、有識者委員

3 概 要

(1) 教育委員会からの報告事項

教育委員会から、「平成27年度全国学力・学習状況調査」(以下「学力テスト」という。)結果及び特別支援教育における医療的ケア実施体制について報告がなされた。

(2) 意見交換

有識者委員から、学力テスト結果等も踏まえた、教育環境の充実に向けた新たな取組についてアイデア等をいただき、意見交換を行った。(別紙会議資料のとおり)

<有識者委員の主な意見等>

- ・本県の学力テスト結果で理数系が弱いことが改めて明らかになったため、鳥取県版SSH(スーパーサイエンスハイスクール)をつくるなど、理数系対策も視野に鳥取県ならではの取組強化が必要ではないか。
- ・特色ある学校づくりを進めるため、鳥取県版SGH(スーパーグローバルハイスクール)制度を、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)やSAH(スーパーアスリートハイスクール)などへも拡大してはどうか。
- ・全国の学力テスト結果を見ると、アクティブラーニング(能動的学習)をよく行った小中学校ほど平均正答率が高い傾向が出ているため、アクティブラーニングの積極的な導入に向けて公私連携して取り組んではどうか。
- ・2020年度からの大学入試改革に向けた英語4技能(聞く、話す、読む、書く)を使える人材を育成するため、学校の枠や学年の枠を超えた英語能力別クラスによる英語授業を実施してはどうか。
- ・小学校中学年の学習の積み残しによる高学年時の遅れや中学校1年のギャップ解消のため、算数、国語の授業時間の工夫や教員の重点加配を検討してはどうか。
- ・教員の多忙感解消、生徒の競技力向上、新たな雇用創出のため、中学・高校の部活への外部指導者の導入を検討してはどうか。
- ・貧困をはじめとする問題を抱える子どもの背景に目を向けることのできる教員が増えるよう、教員研修の内容に工夫を加えてほしい。

4 知事総括

- ・本県の弱点である理数系を強化するため、実験の面白さや数学への興味付けなど、理数系をどうやって学び直していくのかを、考えていかなければいけない。
- ・学力テストの結果で差がついている市町村の遅れを取り戻す手法を考えることも必要である。
- ・今日の見等を参考にして、これから当初予算に向けてどのような戦略を立てるのか、教育委員会と一緒に考えたいと思う。

5 今後の予定

今後、有識者委員からの意見をもとに、来年度以降の事業化に向けて検討を進める。

<参考>有識者委員名簿

氏名	主な所属
浅雄 淳子	鳥取県PTA協議会事務局長
石原 太一	NPO法人倉吉鴨水館館長
笠原 晶子	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
椿 知夫	公益財団法人鳥取県体育協会常務理事、鳥取県スポーツ少年団副本部長
福島 史子	スクールソーシャルワーカー、鳥取大学医学部非常勤講師
山内 晃	学校法人翔英学園米子北斗中学校・高等学校長、鳥取県私立中学高等学校長会会長
横井 司朗	学校法人鶏鳴学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会理事

有識者委員の皆様から寄せられた新たな取組へのアイデア等

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

□大学入試改革を見据えた授業改革

<p>・大学入試改革に向けた英語教育</p> <p>「単語」の定着度が低く、「文法」の使用すらままならない生徒が多数存在する。英語の知識技能を身につけるため、授業においてディスカッションといった集団活動を取り入れ、英語文化でのコミュニケーションを体感させるとともに、地区ごとに、学年の枠、中学・高校の枠を超えた英語能力別クラスによる英語授業の実施を提案する。生徒の能力が均質化するため指導しやすいメリットもある。</p>
<p>・大学入試改革に備えた教員向け研修など</p> <p>教授型授業でない、英語を用いた授業実施のための教員向け研修の増強と、カリキュラムの具体化に着手すべき。また、英語資格検定（TOEIC、TOEFL、TEAP等）の県内実施会場を増やすなど、受検機会の拡大が必要。</p>
<p>・大学入試改革に備えた研究チームの発足</p> <p>数理研究・歴史統合・公共等の融合科目について、学校の枠を超えた指導力の高い教員を中心に組んだチームを発足し、研究に着手すべき。</p>

□ICT教育

<p>・土曜授業等を活用したICT教育</p> <p>将来の起業につながるキャリア教育の観点からも、プログラミング言語の獲得を含めたICT教育が必須となる。まずは、土曜日授業等を活用したモデル事業を試行してはどうか。</p>
<p>・タブレット端末を活用した課題実施</p> <p>一人ひとりにタブレット端末を持たせ、課題を課すことで自主学习精度を高めていくほか、知識技術の習得においてどこに穴があるのか測定し、生徒の個々の学習段階を精査することで、生徒の自主的な知識技能習得を狙っていける。</p>
<p>・ICTツールの活用検討</p> <p>筆の軌跡が読み取れるデジタルペンなど、様々なツールがあるため、発達段階に応じたICTツールの活用を検討すべき。</p>
<p>・学校情報化</p> <p>「学校情報化診断システム」により、学校情報化の現状を自己評価により把握することは大切。タブレットを導入した学校生徒のタイピングスキルも心配。学校のICT環境を整えるに当たり、地教委、学校の担当者が教育の情報化を十分理解していない実態もあり、ある程度の機器体制案を県が提示してもよいと思う。</p>
<p>・ICT教育の一層の推進</p> <p>環境整備、使用ルールを含めたICT活用ガイドライン作成、先進事例の共有、公私・校種を問わない研究指定校の設定と予算投下を提案。</p>

□公私連携による学力強化

<p>・鳥取県の教育施策全般を協議する機会と場の設定</p> <p>公私を問わず、鳥取県の進める教育全般について論議・協議できる場の設定を望む。</p>
<p>・鳥取県全県一学校～公私・校種の垣根を越えて～</p> <p>人口減少に伴い、学級減や学校統廃合も進む中、1学校単独でできることには限界が生じてくる。このため、学校間交流を盛んにし、1学校ではできないことを公私・学種を超えて連携する学校コミュニティの創設を検討いただきたい。</p>
<p>・エキスパート教員認定の対象範囲の拡張とエキスパート教員の学校間共有</p> <p>認定の対象範囲を、教科科目に優れた私立学校教員、特定分野に優れた社会人や外国人にも拡張してはどうか。その際、臨時免許・特別免許の有効活用を検討いただきたい。エキスパート教員の授業を他校の生徒が受講できる仕組みを検討してはどうか。</p>
<p>・土曜授業の他校生への公開</p> <p>A校の生徒が、B校のC先生の授業を受けられる仕組み、ポイント制・単位互換の工夫を検討いただきたい。</p>

□進路指導

- ・将来像を具体的に想像させるための進路指導の強化
成績順の縦並びの進路指導に終始する印象があるが、将来像から逆算し夢を実現するために勉強の必要性を感じる「将来観」を養成するため、生徒が身近に感じる「専門課程に入った大学生」や「新卒3年程度の社会人」などと、進路選択に関する意見交換を実施するような機会をつくり、進路指導の強化を図ってはどうか。

2 社会全体で学び続ける環境づくり～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

□学習支援

- ・経済的困窮家庭への家庭学習支援
費用負担、送迎の負担感など課題の多い経済的困窮家庭への学習支援について、自宅中心で、パソコンさえあれば実施可能なICTを活用した低価格の学習指導を提案する。教材を用いる場合には、個人の学習意欲を阻害しないよう、学習レベルに応じた適切な指導を設定し、行政・教育委員会・民間教育機関がタッグを組んで実施すべき。

□人権教育

- ・子どもの人権予防教育プログラム
子どもの人権を守るために、「権利」を学び自分を守るためにできることを年齢に合わせて学ぶことはとても大切なこと。人権プログラム作成に取り組むとの話もきいているが、20年の歴史をもつCAPプログラムを地域で取り組んでもらいたい。すぐれたプログラムが出来ても、それを実施する人の人材育成が必須。

3 学校を支える教育環境の充実～安全・安心に学べる教育環境づくり～

□安心して学べる学校教育

- ・スクールカウンセラーによる教員支援
問題を抱える子どもの事案が増えており、スクールソーシャルワーカーの増員と質の向上が必要。同時に貧困をはじめとする子どもの背景に目を向けることができる視点を持った教員が増えていくことも共に必要。教員研修の内容に工夫を加えていただけるとありがたい。
また、スクールソーシャルワーカーをエリア配置するのか、学校配置にするのかについては議論があると思うが、配置校や公立私立に関わらず必要に応じて県内の子どもたちが等しく問題解決の機会に恵まれる（派遣できる）ような仕組みづくりを考えていただきたい。
- ・子どもの貧困対策
就学前の子どもたちの環境格差是正のため、保健師、民生児童委員、青少年育成協議会等と連携した地域サポート体制の構築を。
- ・子どもが安心して学べる体制づくり
問題を抱える子どもの事案が増えており、スクールソーシャルワーカーの増員が必要。
また、スクールソーシャルワーカーをエリア配置するのか、学校配置にするのかについては議論があると思うが、配置校や公立私立に関わらず必要に応じて派遣できるような仕組みづくりを考えていただきたい。

□情報モラル教育

- ・ネット断食プログラムを含む宿泊研修
ゲーム依存、ネット依存にならないために、Wi-Fiなど通信環境の整っていない施設で1週間程度の宿泊研修を行い、自然体験学習、メディア・リテラシー学習を行うネット断食プログラムの開発と実践を提案する。
- ・ケータイ・インターネット教育推進啓発事業
子どもと親が同じ学習をすることは情報共有として大切なことであり、学校主催の親子研修会について研修事業の補助対象としていただきたい。

□学校の魅力づくり

・鳥取県版SGHの拡大

児童生徒の興味関心を引き出し、探究心を養うため、鳥取県版SGH制度を拡大するとともに、国との重複採択を避け、公私・校種を問わず対象にしていただきたい。

(例) 鳥取県版SSH (Super Science High School)

鳥取県版SGJH (Super Global Junior High School)

・鳥取県の県立高校の全国規模での推薦入試の導入検討が地方創生につながるための方策(私立中高を含む。)

県立学校5校が来年度からの推薦入試の導入を検討していると聞いている。私学においても、特色ある学校の魅力を発信し、全国に向けて生徒募集を行いたいと考えるが、全国募集を掛け声倒れで終わらせないためには、受け入れのための学生寮や宿泊所などでの生徒指導が欠かせない。そこで公私問わず、地域ごとに利用できる学生寮・宿泊所の設置を検討するとともに、検討に当たっては、空き家活用と連動して考えることで市町村と連携した地方創生の取組となるのではないかと。

□教員の多忙感解消

・中学・高校の部活への外部指導者の導入

日本の中学校・高等学校では、放課後の部活動指導は教諭の仕事と位置付けられているが、多くの教諭が自分の専門の体育・文化活動を指導しているわけではない。外部指導者の大胆な導入により、新たな雇用の創出、競技力向上につながるとともに、多忙感解消につながり、本来の教科指導・学級経営に専念する時間がもてることで教育の質の向上につながる。

・ICT活用による事務作業の効率化

県立高校単位で行われているアナログな記録・報告方式を廃止し、デジタルへ移行させる事務作業の効率化を即時実施すべき。

□教育の質の向上

・小学3、4年生時期の重点的な教員配置、授業時間数の工夫

小学校中学年時の学習の積み残しが、高学年時の遅れや中学1年生ギャップの要因とならないよう算数・国語の授業時間の工夫や教員の加配をお願いしたい。

・幼保小の正規雇用教諭の増員等

教諭の非常勤化に懸念がある。正規雇用教諭の増に努めること。子どもの育成の質・専門性の向上を図ってほしい。さらに、臨時・非常勤職員とも十分な研修を受け、教育関係者としてのスキルを身に付けてほしい。

4 スポーツ・文化の振興～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

・幼少期の遊びの質の変換

自然を生かした遊びが十分でないこと、手先の不器用な子供が増えていること、発達障がいの子童生徒への早期からの対応などのため、感覚統合の観点から遊びを捉え、実践することが必要。

・運動遊びの充実

幼少期から、運動遊びを通じて体を動かす機会を確保することが必要。子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きなどの運動プログラムを紹介した「アクティブチャイルドプログラム」というものがある。こうしたプログラムを、幼稚園や保育園で活用いただけたらと思う。

5 その他

・次期大綱作成に向けてキーワードを探す

第25回中四国サミットの開催結果について

平成27年9月14日
広域連携課

平成27年9月4日(金)に山口県で開催された第25回中四国サミットの概要は次のとおりです。

- 1 日時 平成27年9月4日(金) 午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 山口グランドホテル(山口県山口市小郡黄金町)
- 3 出席者 中四国各県知事等(平井鳥取県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事、浜田香川県知事、尾崎高知県知事、飯泉徳島県知事、他各県副知事)
山下中国経済連合会会長、千葉四国経済連合会会長

4 会議の概要

(1) 地方創生から日本創成に向けた取組について

地方創生の実現に向けて、それぞれが持つ地域課題等について議論を行い、「地方創生から日本創成に向けた取組について」共同アピールを採択した。【別紙1】

<主な意見>

- ・企業の地方移転を進めるきっかけとなる制度である企業版ふるさと納税について、国税である法人税と地方税である法人住民税をうまく組み合わせ、国制度としてしっかりと位置付けるべきである。
- ・「日本版CCRC」構想について、都市部の高齢者が地方に移り住む上での様々な税制の支援などを行うべきである。また、空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用できるような要件の緩和を行うべきである。
- ・少子化の原因となっている未婚化、晩婚化を解消するため、地域の実情に応じた総合的な結婚支援の充実を図るべきである。

また、新型交付金の額の規模について、地方全体の取組を力強く後押しするような思い切った拡大を国に強く求めていくべきといった意見を踏まえ、「新型交付金の創設等について」共同アピールを採択した。【別紙2】

(2) 高速交通ネットワークの整備促進について

高速交通ネットワークの早期完成に向けた取組について議論を行い、中四国における新幹線やフリーゲージトレインをはじめとする高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組の加速化を国に求めていくべきといった意見を踏まえ、「高速交通ネットワークの整備促進について」に係る共同アピールを採択した。【別紙3】

(3) 国土強靱化の取組について

単独での県の枠を超えた広域で対応すべき取組に係る連携について議論を行い、広域的な災害発生時の相互支援に係るカウンターパートの組み合わせについて、大規模災害発生時のカウンターパート県同士の同時被災を想定して、2次的なカウンターパートを構築すべく、実務的な協議を始めていくことについて合意した。

(4) 広域的な観光連携の推進について

中四国における広域観光の連携について議論を行い、瀬戸内や四国の広域周遊ルートと合わせ、日本海、瀬戸内海、太平洋の3海をつなぐ中四国の広域国際観光周遊ルートについて、今後、中四国9県がまとまって検討を進めることについて合意した。

5 国への提言活動

平成27年9月14日(月)に村岡山口県知事が関係各省庁へ共同アピールの提言活動を実施予定である。

地方創生から日本創成に向けた取組について

過疎、中山間地域を多く抱える中国・四国地方は、少子高齢化の進行や、集落機能の維持が困難となる集落の増加など、人口減少・人口流出に悩んできた「課題先進地域」である。このため、我々は、早くから危機意識を持ち、行政・経済界を挙げて、この課題の解決に向けて取り組んできた。

こうした危機意識が、昨年ようやく、国全体で広く共有されることとなり、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくことを目指す「地方創生」の取組が開始された。

現在、地方においては、県、市町村、企業や団体などが連携し、地方版総合戦略の策定とともに、従来からの施策に加え、地域の実情に応じた新たな取組も進めているところであり、我々は、今後とも、地域のあらゆる知恵と努力を結集して、主体的・自立的な取組を進め、力強い地方創生の流れを創り出していく決意である。

その一方で、子どもを生き育てやすい環境づくりや、地方からの人口流出の背景となった「東京一極集中」の是正などの課題の解決に向けては、国が、長期的視点に立ち、不退転の決意をもって自らなすべき施策に取り組むことが不可欠であり、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援、企業・大学・政府関係機関の地方移転の促進、多軸型国土の形成等の施策を、地方と連携しながら大胆に実行していくべきである。

このため、我々「中四国サミット」を構成する各県及び経済団体は、地方創生を成し遂げ、日本創成へとつながる道筋を確固たるものとすべく、国に対し、以下の事項について強く要請する。

1 地方創生の深化に向けた取組の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

① 「地方」への移住・定住の促進

- ・ 地方への移住・定住を促進するため、移住者の住まい・就職等に対する支援や移住相談窓口の充実など地方が取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。
- ・ 地方への移住希望者の拡大を図るため、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を中心に、地方居住の魅力をPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めるとともに、税制上の優遇措置や支援措置の創設など、移住に対するインセンティブを付与する施策を講じること。

② 企業の地方移転の促進

- ・ 国において、東京圏からの企業の地方移転に係る数値目標を設定す

るとともに、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目するなど、今回創設した税制の拡充や、地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設等により、税負担の軽減を拡充すること。

- ・ 「企業版ふるさと納税制度」の創設については、企業と地域の結びつきの強化により、企業の地方移転の促進につながる期待がある一方で、現行の地方税制度への影響やモラルハザード防止等の検討課題があると思料されることから、地方の意見・提案も十分に踏まえ、理解を得る形で検討を行うこと。

③ 政府関係機関の地方移転

- ・ 東京圏に所在する政府関係機関の地方移転については、「各省庁の政府関係機関数及び職員数の少なくとも2割を移転」とするなど数値目標を設定した上で、各県からの提案を真摯に検討し、確実に移転を実現すること。

④ 大学の地方移転の促進、地方大学の活性化

- ・ 大都市に集中している大学の地方移転を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。
- ・ 大都市圏の大学の新設や定員の抑制を進めること。
- ・ 地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携して課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

⑤ 「日本版CCRC」構想の検討

- ・ 「日本版CCRC」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念が示されており、また、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、制度改革に向けた提案も行われていることから、これらの意見・提案を十分に踏まえ、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、理解を得る形で検討を行うこと。

(2) 地方における安定した雇用を創出する

① 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた取組

- ・ 地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

② 観光関連産業の振興

- ・ 海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫(CIQ)などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観

光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

- ・ 各地域が魅力ある観光コンテンツやおもてなしを用意できるよう、滞在型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積極的に支援すること。

③ 農林水産業の成長産業化

- ・ 地方の重要な産業である農林水産業の維持・発展に向けて、新規就業者の確保・定着を推進する強力な対策を講じること。
- ・ 農林水産業の活性化による農林水産事業者の所得の向上や雇用の創出を図るため、6次産業化や農商工連携、輸出拡大の取組に対する支援策を一層充実させること。
- ・ 豊富な森林資源の活用による林業及び木材関連産業の成長を図るため、CLT等による木材需要の拡大や林業生産性の向上の取組に対する支援策を一層充実させること。
- ・ 水産資源の持続的利用を推進するため、資源管理・回復の取組への支援を強化すること。
- ・ 農林水産業の競争力強化と活力ある農山漁村の実現に向けて、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進すること。

④ 「プロフェッショナル人材」の確保

- ・ 都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組の円滑な実施に配慮すること。
- ・ 企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保について支援すること。

(3) 若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

① 地域の実情に応じた対策の推進

- ・ 地方が、地域の実情に応じた少子化対策を確実に進められるよう、地域少子化対策強化交付金を当初予算で計上して恒久化するとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、運用の弾力化を図り、使い勝手の良い交付金とすること。

② 結婚、妊娠・出産、子育て支援

- ・ 若者の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶うよう、地域の実情に応じた総合的な結婚支援の充実、不妊治療支援の拡充、周産期医療体制の確保、子育て支援の充実など、各段階に応じたきめ細かな対策を総合的に推進するとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。
- ・ 国を挙げた結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で若者の結婚、妊娠・出産を応援する機運づくりを推進すること。

- ・ 子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるといふ認識に立ち、国策として、子どもの医療費や多子世帯の保育料・教育費等の軽減などについて大胆な経済的支援制度を創設すること。また、乳幼児等医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置についてはすみやかに廃止すること。
- ③ 仕事と育児の両立に向けた環境整備・働き方改革
- ・ 男女が共に子育てに関する制度を利用しやすい職場風土の醸成、男性の家事・育児分担に対する意識改革、女性の就業継続や再就職・創業支援、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と子育てを両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。
 - ・ 税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業に対する支援の充実を図ること。
 - ・ ライフスタイルに応じて、在宅勤務や短時間勤務制度など、時間や場所にとらわれない多様な働き方を選択できる環境を整えること。
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る
- ① まちづくり・地域連携
- ・ 小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、小さな拠点の形成支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援措置を講じること。
 - ・ 分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「連携中枢都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。
- ② 「小さな拠点」の形成
- ・ 人口減少・高齢化が著しく進行している中山間地域、離島地域の維持・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に向けた、総合的かつ継続的な財政支援制度を創設すること。
- 2 地方創生に向けた財源の確保
- ・ 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
 - ・ 新型交付金については、地方が少なくとも当面の5年間を見据えて、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、思い切った拡大を図ること。
- また、制度の創設にあたっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できるよう、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置するとともに、各

地方団体が新型交付金を活用した事業を着実に執行できるよう、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

3 地方分権改革の推進

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫によって地方創生を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案があった事項については、財源確保の措置も含め、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。
- ・ 地方からの「地方創生特区」の提案についても、積極的に採択すること。

4 地方創生を支える基盤の整備

- ・ 高速道路のミッシングリンクや暫定2車線区間の解消等をはじめとした、地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成27年9月4日

中 四 国 サ ミ ッ ト

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	溝 口 善 兵 衛
岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 造
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
中国経済連合会会長	山 下 隆
四国経済連合会会長	千 葉 昭

新型交付金の創設等について

国の平成28年度予算の概算要求においては、本年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に掲げられた新型交付金の創設が、事項要求ではなく金額を明記した上で要求・要望された。また、8月に政府のまち・ひと・しごと創生本部において決定された、新型交付金の創設等に係る統一的な方針では、公共事業関係費及び施設整備費のうち、地方創生に密接に関連するものについても、新型交付金の対象とすることが示されたところであり、これらは、地方の要望に応えたものとして評価している。

新型交付金は、地方が平成27年度中に策定する地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の具体的な取組を本格的に推進していくために不可欠な財源であり、交付金に対する地方の期待は極めて高い。

このことを十分に踏まえ、今後の新型交付金の制度設計等に当たっては、地方がこの交付金を効果的に活用し、地域の実情に応じた創意工夫等により、地方創生の取組を深化させることができるよう、国に対し、以下の事項について強く求める。

1 新型交付金の創設

- ・ 新型交付金については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方が、少なくとも当面の5年間を見据えて、適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、思い切った拡大を図ること。
- ・ 制度の創設に当たっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できるよう、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置すること。
- ・ 各地方団体が新型交付金を活用した事業を着実に執行できるよう、新型交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- ・ 政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や、先駆的・優良事例の提案等に当たっては、地方による地域の実情に応じた自主的・主体的な事業設計に十分配慮した対応とすること。

2 地方創生関連補助金等の見直し

- ・ 地方創生関連補助金等についても、新型交付金の創設等に係る統一的な方針に掲げられた、手続きのワンストップ化等によるタテ割りの弊害防止や、地方にとっての使い勝手を改善するための見直しを確実に実施すること。

平成27年9月4日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	尾崎正直
中国経済連合会会長	山下隆
四国経済連合会会長	千葉昭

高速交通ネットワークの整備促進について

“地方創生元年”となる今年、国においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定し、人口減少に歯止めがかからない厳しい現状を踏まえ、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、地方における経済の好循環の実現に向け、地方創生の深化に取り組むこととしている。

地方においても、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」に向けて、地方版総合戦略の策定とともに、従来からの施策に加え、地域の実情に応じた新たな取組を進めているところであり、とりわけ、都市部への人口流出に悩まされている中四国地域においては、優れた産業集積や魅力あふれる豊富な観光資源等を活用して産業力・観光力の強化を図ることなどにより、新しいひとの流れとしごとをつくり出ししていくことが重要となっている。

こうした取組を進める上で、円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速道路をはじめとする高速交通ネットワークの構築は必要不可欠であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出の活発化や観光客数の増加などの効果が現れているところである。

その一方で、中四国地域では、依然としてミッシングリンクや暫定2車線での供用区間が多数存在するなど、高速交通ネットワークの形成が不十分であり、企業誘致や観光振興、地場製品の市場拡大など様々な分野で大きな障害となっており、他地域との格差がますます拡大している。

また、高速交通ネットワークは、大規模地震をはじめ、近年各地で頻発する台風や集中豪雨などによる大規模災害時等において、救急活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を担っており、防災・減災、国土強靱化の観点からもその早期整備が求められている。

さらに、中四国地域のさらなる発展を図り、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するためにも、西日本における高速鉄道網の整備により、多軸型国土構造への転換を図るよう早急に検討を行う必要がある。

今後、中四国地域の交流、連携を促進することにより、地域経済活動の広域的な展開や大規模災害時等のカウンターパート方式による効果的な支援等を実施するためには、高速交通ネットワークを早期に構築することなどにより、そのストック効果が最大限発揮されることが重要であることから、国に対し、以下の事項について強く要請する。

1 高速道路等のネットワーク整備に必要な道路関連予算全体の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理・更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保するとともに、遅れている地方の道路整備の実状に鑑み、高速道路等のネットワーク整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算全体を拡大すること。

2 ミッシングリンクの早期解消

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、また、大規模災害時等には「命の道」となる重要な社会基盤であるにもかかわらず、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在している。地方創生のみならず、国土強靱化の観点からも、国の責任において、ミッシングリンクの早期解消を実現すること。

3 暫定2車線区間の早期4車線化等

高速道路等の定時性、安全性、高速性の確保や物流機能の強化、また、事故発生時や災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化や付加車線整備を促進すること。

4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」としての機能が最大限発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設を図ること。

また、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、高速道路等のネットワークにおけるサービスエリアやパーキングエリアの適切な間隔での設置や、その防災拠点化を進めるとともに、「無料区間」においては、安全で快適な道路交通環境を提供し、地域の振興に寄与する「道の駅」の計画的な整備を進めること。

さらに、鉄道等、高速交通網の整備が遅れている地域においては、高速道路が、産業・観光等の振興を通じた地域の自立的発展を支える最大の基盤となることから、その利活用を促進するため、地域の実情に応じたきめ細かな料金割引施策を講じること。

これらの実施にあたっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないよう、必要な財源を確保すること。

5 高速鉄道網の整備

中四国地域における新幹線計画は、基本計画にとどまっておらず、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における新幹線やフリーゲージトレインをはじめ、高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

平成27年9月4日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	尾崎正直
中国経済連合会会長	山下隆昭
四国経済連合会会長	千葉

「第60回関西広域連合委員会」、「平成27年9月関西広域連合議会定例会」の開催結果について

平成27年9月14日
広域連携課

平成27年9月5日（土）に大阪市内（大阪府立国際会議場）で開催された「第60回関西広域連合委員会」、「平成27年9月関西広域連合議会定例会」の概要は、次のとおりです。

第60回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成27年9月5日（土）午前11時から午後0時20分まで
- 2 出席者 井戸連合長（兵庫県）、仁坂副連合長（和歌山県）、三日月委員（滋賀県）、山田委員（京都府）、平井委員（鳥取県）、飯泉委員（徳島県）、植田副委員（大阪府）、塚本副委員（京都市）、田村副委員（堺市）、上田局長（大阪市）、奥田部長（神戸市）
※ 奈良県の奥田副知事も出席
- 3 概 要
 - (1) 協議事項
 - ① 広域スポーツの振興について
 - ・ 広域スポーツの振興を広域連合が処理する事務に追加するための規約の改正について、8月31日付けで総務大臣から許可されたことに伴い、事務局に「広域観光・文化・スポーツ局」を設置するため、関西広域連合事務局設置条例等を改正すること等について確認された。
 - ・ また、「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定等の取組を行うために平成27年度9月補正予算を編成（548千円）することについても確認された。
 - ② 関西圏域の展望研究・最終報告を受けての対応について
 - ・ 関西圏域の今後を展望し、近畿圏広域地方計画の見直しなど国と地方の議論等に活用することを目的として設置された関西圏域の展望研究会の最終報告がとりまとめられたことを受け、9月16日に開催予定の近畿圏広域地方計画協議会における意見の発出、関西広域連合の地方版総合戦略策定における活用、報告内容を住民に周知するためのシンポジウム等の開催について確認された。
 - ③ 政府関係機関の関西への移転に関する要望について **資料1**
 - ・ 各構成府県から8月までに政府関係機関の地方移転に係る提案がされたところであるが、関西広域連合として構成府県の提案を後押しするため、国に対し要望書を提出することが確認された。
 - ④ 原子力防災対策について **資料2**
 - ・ 7月23日の連合委員会に国の担当者が出席し、原子力防災対策について説明がされたところであるが、委員からの質問に対する国の回答内容が不十分であったため、国に追加質問を行うこととした。
 - ・ 国に対しては文書による回答を求めるとともに、連合委員会で回答内容の説明を求めるとした。
 - ⑤ その他
 - ・ 北陸新幹線の敦賀以西ルートについて、JR西日本が新たに「小浜・京都ルート案」を検討すると報道があったことから、今後、北陸新幹線のルートに係るJRとの意見交換の場の設定を検討することとした。
 - (2) 報告事項
 - ① 「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」での取り組みについて
 - ・ 9月15日（火）から20日（日）まで、アジア太平洋各国のジオパーク関係者が集う「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）山陰海岸シンポジウム」が、鳥取県をはじめとした山陰海岸ジオパークを会場に日本で初めて開催されることについて報告された。

平成27年9月関西広域連合議会定例会

- 1 日 時 平成27年9月5日(土) 午後1時から6時まで
- 2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、
山田委員(京都府)、松井委員(大阪府)、平井委員(鳥取県)、飯泉委員(徳島県)、
橋下委員(大阪市)、竹山委員(堺市)、久元委員(神戸市)、塚本副委員(京都市)

3 概 要

(1) 議 案

- ① 次の議案が、原案のとおり可決された。

〔広域連合長提出議案〕

- ・「平成27年度関西広域連合一般会計補正予算(第1号)の件」
(平成25年度からの繰越金充当による各構成団体の負担金の減額、広域文化・観光振興費の国庫補助金充当に伴う事業費の増額、「広域スポーツの振興」の事務追加に伴う事業費の新たな計上など。)
- ・「関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件」
(連合事務局に「広域観光・文化・スポーツ局」を設置。)

〔議員提出議案〕

- ・「関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」
(広域連合議会・産業環境常任委員会の所管事項や、広域連合議会の議決事件である関西広域連合行政に係る基本的な計画の内容への「スポーツ」の追加。)

- ② また、次の議案が総務常任委員会に付託され、閉会中の継続審査に付された。

- ・「平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」
(平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定を行うもの)

(2) 一般質問

- ① 本県選出の興治英夫議員より、山陰海岸ジオパークの再認定後4年以内に達成する事項として世界ジオパークネットワークから勧告された事項に対する取組状況について質問がなされ、平井委員から次のとおり答弁があった。
 - 世界ジオパークネットワークからの勧告を踏まえ、兵庫県立大学の地質学の先生と連携したガイドの育成、スマホのアプリを活用した外国語音声ガイドの導入など外国人の受入体制整備、山陰近畿自動車道と北近畿自動車道の整備促進、拡大地域における案内看板の設置、アジア太平洋ジオパークネットワークのシンポジウムの開催などを進めているところである。
 - 関西広域連合では、山陰海岸ジオパークを含む広域観光周遊ルートの形成や、外国人向けフリーペーパー「地質の道」の作成による情報発信も進めているところであり、今後も関係機関と連携して取組を進めていきたい。
- ② また、堺市選出の西村尚三議員より、境港におけるクルーズ船誘致の取組状況について質問がなされ、平井委員から次のとおり答弁があった。
 - 境港は神戸港とともにアジア・クルーズ・ターミナル協会に加入し国際クルーズ船の誘致を働きかけているほか、中海・宍道湖圏域の関係者が連携してクルーズ船の誘致活動を実施している。
 - クルーズ船の誘致に当たっては、無料Wi-Fiの設置、シャトルバスの運行、両替所の設置などの旅客の利便性向上にも合わせて取り組んでいる。
 - 境港は関西の中で北東アジアに一番近いという立地条件があり、今後も更なるクルーズ船の誘致に取り組んでいきたい。

政府関係機関の関西への移転に関する要望

成熟社会にふさわしい分権型社会構造の構築を実現するため、中央集権体制、東京一極集中の早期是正が求められている。

そのため、政府は、地方創生を最重点施策に位置づけ、東京から地方への分散施策を推進しているが、更なる地方創生の深化に取り組む必要がある。

関西は、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、企業本社等の民間中枢機関、大学・研究機関の充実や知の集積が図られていることなど、多くの特性を有している。

関西広域連合では、国土の双眼構造の一翼を担う関西を創生するため、政府関係機関の関西への移転について以下のとおり要望するとともに、政府が自ら率先して政府関係機関を東京圏から移転し、地方創生の一助とすることを期待する。

1 関西の特性を活かした機関の移転

関西の各地域が持つ特性を発揮することができる機関を関西へ移転すること。

構成団体から提案する主な機関

消費者庁、統計局、消防大学校、国際協力機構、理化学研究所（脳科学研究等一部機能、関西本部の設置）、文化庁、産業技術総合研究所（本部）、日本貿易振興機構、特許庁、中小企業庁、国際観光振興機構、観光庁 等（詳細別紙）

2 移転に関する地方負担の軽減

移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。

平成27年 月 日

関西広域連合

連合長	井戸 敏三	(兵庫県知事)
副連合長	仁坂 吉伸	(和歌山県知事)
委員	三日月大造	(滋賀県知事)
委員	山田 啓二	(京都府知事)
委員	松井 一郎	(大阪府知事)
委員	平井 伸治	(鳥取県知事)
委員	飯泉 嘉門	(徳島県知事)
委員	門川 大作	(京都市長)
委員	橋下 徹	(大阪市長)
委員	竹山 修身	(堺市長)
委員	久元 喜造	(神戸市長)

関西広域連合 構成団体からの提案機関

- 滋賀県
 - ・(独) 国立環境研究所 (一部移転)

- 京都府
 - ・文化庁
 - ・(独) 国立文化財機構 (本部事務局)
 - ・(独) 国立美術館 (本部事務局)
 - ・(独) 日本芸術文化振興会 (本部事務局)
 - ・(独) 国際観光振興機構 (JNTO)
 - ・(独) 情報通信研究機構 (ワイヤレスネットワーク研究所)
 - ・(独) 放射線医学総合研究所 (NIRS) (放射線科学領域における基盤技術開発機能)
 - ・(独) 理化学研究所 (脳科学研究等一部機能)

- 大阪府
 - ・特許庁(特許審査第一部～第四部 (西日本を対象とする特許審査拠点の設置))
 - ・中小企業庁
 - ・(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) (知財活用支援センター知財戦略部、研修部 (西日本を対象とする知財支援拠点を新たに設置))
 - ・(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所 (国立健康・栄養研究所)
 - ・(独) 医薬品医療機器総合機構 (再生医療分野の審査機能の関西支部への権限委譲)

- 兵庫県
 - ・消防大学校
 - ・消防研究センター
 - ・(独) 防災科学技術研究所 (NIED)
 - ・気象大学校
 - ・(独) 理化学研究所 (関西本部の設置)
 - ・(独) 物質・材料研究機構 (NIMS) (機構の全部または、ナノスケール材料部門等 Spring-8 を利用する一部の研究部門)
 - ・(独) 産業技術総合研究所 (本部)
 - ・(独) 情報処理推進機構 (IPA)
 - ・(独) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC)
 - ・科学技術・学術政策研究所 (NISTEP)
 - ・(独) 国際協力機構 (JICA)
 - ・(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)

- ・観光庁
- ・(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所 (薬用植物資源研究センター筑波研究部)
- ・(独) 国立病院機構
- ・(独) 日本医療研究開発機構
- ・国立教育政策研究所 (N I E R)
- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所
- ・農林水産研修所
- ・環境調査研修所

○ 和歌山県

- ・総務省 統計局
- ・(独) 統計センター
- ・(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (N E D O)

○ 鳥取県

- ・(独) 統計センター (統計編成部)
- ・(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 (果樹研究所 (梨育種の機能移転))
- ・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (職業能力開発大学の調査・研究機能の移転)

○ 徳島県

- ・消費者庁
- ・(独) 国民生活センター
- ・情報通信政策研究所
- ・森林技術総合研修所
- ・農林水産研修所
- ・(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 (食品総合研究所のうち食品機能研究領域及び食品工学研究領域)

関 広 防 第 号
平成27年 月 日

経済産業大臣
宮沢 洋一 様
原子力規制委員会委員長
田中 俊一 様
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
望月 義夫 様

関西広域連合長 井戸 敏三

原子力防災対策に関する質問について（依頼）

関西電力高浜発電所3・4号機の再稼働に関する課題については、去る7月23日には、貴省（委員会・府）からご説明いただきました。

しかしながら、別紙の追加質問項目の内容についてさらにご説明いただく必要があると考えており、改めて回答をお願いします。

原子力防災対策に関する申入れに対する国の回答概要と追加質問項目

申入れ・質問事項	各省庁回答	追加質問
<p>【申入れ1】原子力安全協定等 PAZ、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築すること。</p>	<p>(資源エネルギー庁) ・安全協定等の当事者は、あくまで自治体と電力会社で、その内容や締結について国が強制することは適当ではない。 ・平時から連絡や意見交換できる仕組みは重要であり、災害対策基本法に根拠を置く地域原子力防災協議会がその役割を担う。(京都市、滋賀県等では独自の協議会が設置され、国・事業者も積極的に参加)</p>	<p>○ 安全協定は、事業者と自治体・住民とのコミュニケーションを促進し、万一の際の備えとしても有効であるが、現状では安全協定の内容が自治体・事業者によって異なっており、本来一定レベルが確保されるべき自治体の関与の度合いに差違が生じている。 このことは何のルールもなく事業者の自主的な取り組みに任せていることに起因するのではないかと。法で安全協定を位置づけ、内容、対象自治体の範囲等を明確化すべきではないか。</p>
<p>【申入れ2】原子力発電再稼働手続きの法定化 原子力発電所の再稼働は、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること。そのなかで同意を求めめる範囲等、立地自治体及びPAZ、UPZ区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p>	<p>(資源エネルギー庁) ・原発再稼働は、エネルギー基本計画による政府の方針。 ・再稼働手続きも原子炉等規制法により安全性確保のための厳格な手続きが定められており法的枠組みは整備されている。 ・各地元自治体とコミュニケーションは大事、国も地域原子力防災協議会等を通じ、理解活動に取り組む。 ・再稼働については、エネルギー基本計画を閣議決定し、明確に進める方針を示しており、政府が責任を持って判断をしている。</p>	<p>○ 原子力発電所の再稼働に当たっては、関係自治体の意見を聴いた上で、法的根拠に基づいて判断すべきであり、再稼働に係る手続き、理解と協力を得る自治体の範囲及びその判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限と責任等について法定化すべきではないか。</p>
<p>【申入れ3】避難対策、防護対策 上記2点並びにSPEDI等の予測を活用した避難やUPZ圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等、これまでに関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい。</p>	<p>○SPEDI等の予測を活用した避難(原子力規制庁) ・SPEDIは、放出源情報に係る予測、気象予測の2つの不確定な要素があり、被ばくの可能性があるため、緊急時の防護措置の判断には使用しない。 ・避難計画の基本である防災基本計画に気象データの活用等が記載されており、それで読み込める。指針に復活させることは今の時点では考えていない。</p>	<p>○ SPEDI について、可搬型モニタリングポスト設置場所等の検討や避難ルートの検討に参考情報として有用と思われるので、それを活用できる仕組みを維持すべきではないか。 ○ 防災基本計画における緊急時の避難、屋内退避等の防護措置については、気象情報の活用等を明確に記載すべきではないか。</p>

申入れ・質問事項	各省庁回答	追加質問
	<p>○UPZ圏外における防護措置（原子力規制庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえて、予防的に屋内退避を行う。 ・放射性物質放出後は、緊急時に「列ソウ」の結果に基づき、UPZ内と同様の対応を実施 <p>○避難対策の実効性確保（内閣府）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性確保には、P D C Aサイクルが重要で、原子力防災訓練で明らかになった課題を各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていくなど継続的に、内容の充実・強化に努める。 ・放射線防護対策等のための資機材整備など自治体だけでは対応困難な課題には、交付金で支援できるように運用、今後必要に応じて財政的な支援を行う。 	<p>○ 避難が安全かつ円滑に実施されるためには、下記の点においてより具体性を持たせた計画にすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZにおける避難計画（避難行動要支援者対策も含めた輸送手段確保、避難行動要支援者の避難先・輸送手段・支援者確保、国の実動組織による支援策） ・UPZ圏外の防護対策（緊急時モニタリング体制・装備の内容、避難計画の必要性・あり方） ・バスの運転手の安全確保策（被ばく上限が1 mSVとされている中での安全確保策） ・地震等複合災害への対応（道路等が破損した場合の対応、モニタリングポストの停電・破損時の対応） <p>○ 現在検討している「高浜地域の緊急時対応」についても、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体および住民と連携しつつ、避難訓練を速やかに実施すべきではないか。</p>
	<p>○テロ対策（原子力規制庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準では航空機テロを想定し、原子炉から離れた箇所での制御や冷却を行える設備の設置等を要求。 ・事業者に対し原子炉等規制法に基づきテロリスト侵入阻止にかかる種々の防護措置を求めている。 <p>（内閣官房・内閣府）※委員会後の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態対処法における緊急対処事態に認定される場合、国民の保護に関する基本指針、各省庁の国民保護計画に基づき対応を行う。 ・地方公共団体についても、国民保護計画に基づき対応を行う。 	<p>○ テロによる航空機事故や武力攻撃事態など様相によって対応が異なるが、国民保護計画では即時避難となる場合があり、「高浜地域の緊急時対応」におけるUPZの対応（屋内退避を原則）と相違することから、テロ時における避難対策を改めて記述すべきではないか。</p> <p>○ テロによる事故では、放射性物質の放出量は4. 2テラベクレルを超えるのか。</p> <p>○ 新規制基準が求める安全目標「事故時の放射性物質放出量が100テラベクレルを超えるような事故発生頻度は、100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべき」を満たした場合、どの程度までの安全性を確保するものか、具体的に説明いただきたい。</p>

鳥取・広島両県知事会議の開催結果について

平成27年9月14日
広域連携課

鳥取県、広島県が両県に共通する課題について意思疎通を図り、広域連携に取り組む体制を構築するため、昨年度に引き続き、第5回鳥取・広島両県知事会議を開催しました。概要は次のとおりです。

- 1 日 時 平成27年9月10日（木）午後1時40分から3時まで
- 2 場 所 平山郁夫美術館（広島県尾道市瀬戸田町）
- 3 出席者 平井鳥取県知事、湯崎広島県知事
- 4 主な概要

（1）サイクリングを活用した観光連携について

外国人観光客誘客に向けた具体的な取組のひとつとして、中国地方全体や広島県と愛媛県に跨るしまなみ海道を含めた広域のサイクリングルート設定について、検討を進めていくこととした。

（2）地方創生の推進について

新型交付金については、概算要求での金額の明記については評価するものの、交付金の継続的な措置と一定規模の額の確保については、地方が安心してじっくりと地方創生に取り組むために必要なものであることから、国に対して求めていくことを確認した。

女性の活躍について、両県で先進的に取り組んでいる、働く女性の活躍を応援する取組やイクボスの取組などの施策について互いに情報共有を行い、中国地方全体の連携した取組に発展させていくこととした。

（3）要保護児童に対する支援の連携について

自立への支援が必要な児童を他県に措置する場合、両県の児童相談所、受け入れた施設の3者間における児童の情報の共有など、児童の支援に係る連携の統一的なルールを作成していくことを確認した。

また、現在の国制度の職員配置基準では児童に対する手厚いサポートができないことから、人員体制などの施設運営上の課題について、中国地方知事会等も活用しながら国に要望していくことを確認した。

（4）「あいサポート運動」の取組強化

障がい者自身が支援を必要とする意思表示を行う統一的なマークについて、山口県が提案している案などを参考に共通化を図り、取組を広げていく方向で検討を行うこととした。

障がい者カルチュラル・オリンピアドについても鳥取県、広島県が連携して西日本として展開する仕組みを立ち上げていくこととし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを目指し、良きパートナー関係をつくる端緒を開くことができた。

障がい者作業所の所得向上について、商品のブランド作りに高いノウハウを持っている広島県と連携しながら取り組んでいくこととした。

（5）ドクターヘリの広域連携の推進

現在、導入の検討を進めている鳥取県西部を拠点とするドクターヘリについて、導入されれば広島県北東部が運航範囲となる見込みであることから、広島県内の消防機関や中国地方知事会の広域連携部会において調整・連携を行い、高度救急医療体制の強化を図っていくことについて確認した。

（6）その他の広域連携について

両県に跨る、整備が遅れている江府三次道路・鍵掛峠道路の早期整備及び山陰道など中国地方のミッシングリンク解消に向けて、両県が協力して国に働きかけていくこととした。

特産品の共同販路開拓についても、海外への売り込みについて計画的に進めることを検討することとした。

平成27年度第1回パートナー県政推進会議の開催結果について

平成27年9月14日

県 民 課

「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した鳥取県民参画基本条例の基本理念に基づき、県政への県民意見の反映や県民と県政との協働のあり方について議論を深め、施策の改善を検討するため設置された「パートナー県政推進会議」の第1回目の会議を開催し、県民と地域が連携したとっとり元気づくりの取組について意見交換を行いました。

1 日時・場所等

- (1) 日時 平成27年8月23日(日)午後2時から4時まで
- (2) 場所 鳥取県立図書館 大研修室
- (3) 出席者 委員15名(うち委員12名、学生委員3名)、知事、元気づくり総本部長ほか

2 主な意見

テーマ：県民と地域が連携したとっとり元気づくりの取組について

[農林水産業振興]

- ・鳥取の優れた農産物を都会に持って行くことばかりに力を入れるのではなく、地元で消費する取組に力を入れてはどうか。健康づくりや元気なまちづくり、ひいては、健康寿命の延伸により人口減少の歯止めにもつながる。
- ・鳥取県の豊かな食資源を活かした「食のみやこ鳥取」の取組はとても良いこと。食資源をより一層有効に活用するよう、食糧廃棄を減らす取組も行ってはどうか。
- ・ジャマイカの陸上チームも、来たる東京オリンピックのアスリートたちも、食べ物にはこだわりがあり有機農業により生産したオーガニック農産物を欲していると思う。もっと有機農業を推進すべき。現在、審査委員確保の課題があり、有機農産物の登録認定機関を継続しているのは「石川」「福島」「鳥取」の3県のみであるので、鳥取県は是非継続してほしい。
- ・鳥取県主催の「木育キャラバン」のイベントに多くの方が来場されていたが、更に保護者や子どもたちの関心が森林や里山、鳥取県産材へとつながっていくような仕掛けが出来たらよいのではないかと。

[福祉施策・子育て支援]

- ・不妊治療に対する支援は充実してきたが、不妊症に悩んでいる人も多い。「支援してください」と声を上げにくい現状もあり、是非支援策を講じてほしい。
- ・しっかり働けるよう、夜間・休日保育を拡充してほしい。将来的には夜間・休日保育を行う公設施設の設置を希望するが、まずは、大きな病院の院内保育所を一般に利用できるようにしてはどうか。
- ・子育て王国鳥取として、本当にこの地で子育てがしたいと若者たちに感じてもらうためには、まず働く場があることが大事である。この鳥取で働き、幸せな家庭を築こうという希望が持てるような“働く場のある県”にしてほしい。その基盤があって、子育て支援を充実していくべきと考える。
- ・保育士、介護職員、障がい者支援施設職員の待遇改善に取り組み、サービスの質の向上を図る必要がある。職員の不足が心配である。
- ・障がい者が自立できるよう賃金向上を図る取組が必要である。箕面市では、補助金で賃金を保障している。

[産業振興・地域活性化・移住定住]

- ・就活者と企業とのマッチング等、企業向けの施策が多くあるが、それを活用できていない企業がたくさんある。中小零細企業でも情報入手しやすいよう工夫してほしい。「ここを見たらいいよ!」という情報提供でもありと利用しやすくなる。
- ・まちづくり実践者が増え、東・中・西部で活動が活発になってきたため、お互いの活動が見えにくくなっている。相互の活動を知ったうえで、連携を強化していけるようなパイプ役が必要だと思う。
- ・地域活性化は様々な世代間での交流を深め、地域内の連携を強めることで進展していくものと思う。例えば、中高生が観光ガイドとして就任することで地域に活気が出るし、中高生にとっても今まで知らなかった地元の魅力に気づき、理解を深めることができる。
- ・医療・福祉・教育機関をからめた鳥取県版CCRC構想を全県的に取り組むべきと考える。

[パートナー県政推進]

- ・もっと積極的に県民が活動している現場へ出かけて、ひざを突き合わせて声を聴いてほしい。
- ・住民生活に目を向けるのであれば、部局・担当課を超えた取組が必要で、行政内部における協働・連携を更に進める必要がある。

3 今後の予定

いただいたご意見等については、鳥取県元気づくり総合戦略に反映させるとともに、次回会議において、ご意見等に対する対応策（制度案・予算案等）を提示する予定である。

4 出席者

※五十音順

区分	氏名	所属	備考
委員	足立 淳	社会福祉法人もみの木福祉会管理部部长	
	新 勝彦	羽合小ホエホエ隊 (湯梨浜町おやじの会)	
	石村 勇人	一般社団法人里鳥 代表理事	欠席
	岩世 麗	鳥取短期大学大学間教育連携推進室ソーシャル・コングreguエーター	座長
	上田 理恵子	経営会計コンシェルジュ 代表	
	大田 忠敏	指導農業士	
	岡田 良寛	Book Cafe「ホンパコ」代表者	
	坂本 綾子	専業農家	
	薛 幸夫	在日大韓国民団鳥取地方本部团长	欠席
	但住 智子	鳥取県学童保育連絡協議会 事務局长	
	谷川 裕美	ソレイユ法務・FP事務所 代表者	
	西本 光子	とっとり暮らしアドバイザー	
	本城 祐子	NPO 法人がいなネット 理事	
山下 弘彦	日野ボランティア・ネットワーク		
学生 委員	石名 遥	岩美町在住	欠席
	河野 たま樹	倉吉市在住	
	関口 和人	鳥取市在住	
	富井 篤弥	鳥取市在住	

中部CCRC検討会の立ち上げについて

平成27年9月14日
とっとり暮らし支援課

西部地区に続くCCRCモデルプラン検討の第2弾として、湯梨浜町をモデル地域とする検討会を立ち上げました。各参加機関から、CCRC湯梨浜町モデルの構築に向けて、誘致人材、住環境、コミュニティ、医療福祉のあり方等について意見が交わされました。

これらの意見等を踏まえ、今後、モデルプランの具体化に向けて調査等を行っていく予定です。

- 1 日 時 平成27年8月20日(木) 午前10時から正午まで
- 2 場 所 湯梨浜町役場
- 3 出席者 湯梨浜町長、企画課長、長寿福祉課長
(学法) 藤田学院理事長
(社福) 敬仁会副理事長、地域ケアセンター「マグノリア」施設長、
介護老人保健施設「ル・サンテリオン」施設長
(株) 山陰合同銀行羽合支店長
(株) 鳥取銀行羽合支店長
倉吉市、三朝町、北栄町、琴浦町、鳥取中部ふるさと広域連合 担当職員
(一社) コミュニティネットワーク協会 常務理事、研究員
鳥取県元気づくり総本部長、元気づくり推進局長
鳥取県中部総合事務所 地域振興局長、福祉保健局長 ほか

4 主な意見

<誘致人材に関する意見>

- 湯梨浜町はウォーキング、グラウンドゴルフの町。
梨の収穫サポートなど、農林漁業の担い手としても活躍の場がある。
市町の境を介して隣接する藤田学院鳥取看護大学でも、まちの保健室を推進しようとされている。
- まちの保健室の取組をはじめ、シニアが大学の学食や図書館を利用されることも大歓迎である。
講義を聴講していただいたり、特別講師になっていただく選択肢もある。大学としても是非関わりたい。

<住環境・コミュニティに関する意見>

- 松崎地区の町営住宅の建替時期も近づいている。
東郷湖畔の温泉近くに旅館跡地もある。
- CCRCでは、ある程度一箇所にまとめる例が多いが、分散してポツポツあってもいい。
- 地域全体を繋げる移動手段が必要である。

<医療・介護に関する意見>

- 移住者のためのケアと考えるのではなく、町民で利益共有できればいい。

<その他>

- 自然、仕事、地域包括ケアだけでなく、文化的に豊かな生活が必要である。
- CCRCは、公益事業(社会貢献事業)として位置付けてほしい。
- まちづくり会社に町や法人が出資しながら取り組むのも方法である。

5 今後のスケジュール

- | | |
|--------|-------------------|
| 9～10月頃 | 第2回検討会 |
| 11月頃 | 第3回検討会(中間報告) |
| 2～3月頃 | 第4回検討会(モデルプランの完成) |

「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議戦略検討会 兼
I J Uターンの4千人・とっとり暮らし推進チーム会議（第2回）の開催結果について

平成27年9月14日
とっとり暮らし支援課

平成27年8月4日に「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議が立ち上げられたことを受け、県民会議における行動宣言の具体化に向けた戦略を検討するため、県民会議参加機関にも出席いただき、「I J Uターンの4千人・とっとり暮らし推進チーム」の第2回会議を開催しました。

会議では、情報発信のあり方を中心に御意見をいただいたことから、新年度予算における産学官金労言を挙げての情報発信強化に向けて、さらに検討を進めていきます。

- 1 日 時 平成27年8月27日（木）午後3時から4時まで
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 副知事（チーム長）、
「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議参加機関（県商工会議所連合会（鳥取商工会議所、鳥取市中活協タウナメジャー 成清仁士氏）、鳥取労働局、山陰合同銀行、鳥取銀行、ふるさと鳥取県定住機構、移住者（畜産農家 宮崎美知子氏）、関係部局長（元気づくり総本部、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部）、県外本部長、総合事務所長
- 4 議 題 I J Uターンの4千人達成に向けた戦略について
(1) 重点取組事項と対応状況
(2) 首都圏における県民会議行動月間（9月）イベントの進め方

5 概 要

第1回会議で設定した重点的取組事項（情報発信の強化、Uターンの強化、創業人材の確保、住まいに係る新たな支援策の打ち出し、プラットフォーム機能の強化）及び行動月間における発信内容について、県民会議参加機関から様々な御意見をいただいた。

いただいた御意見を踏まえ、新年度予算に向けた検討を更に進め、第3回会議を10～11月頃に開催する。

<主な意見>

- ・鳥取の暮らしやすさを示した指標を県内外にも発信していきたい。（鳥取銀行）
- ・農業担い手の高齢化が進み、大きなことができない。若い人が入れば商売につながる。また、理工系女子が帰ってくる就職先が見えづらいので、県外支店を使った情報発信に力を入れているところである。（山陰合同銀行）
- ・畜産をしながら、自然の恵みに感銘を受けた。牛がいるから草が飼料となりゴミも出ず循環する。こうした魅力を紹介していきたい。（移住者）
- ・自然環境だけでなく、小さくて魅力的な商店、散歩に適した公園など、子どもにも経験させたいまち並みの魅力についても発信していきたい。（鳥取市中心市街地活性化協議会）
- ・県外の方に鳥取県の子育て環境を問われても、今子育てしていない世代の方は「さあ？」と答えてしまう。子育て王国の取組を県内でも知っていただく必要がある。（鳥取商工会議所）

<検討の方向性>

- (1) 産学官金労言を挙げての取組強化
 - ・県民会議参加機関の間でのとっとり暮らしの魅力についての情報共有の強化、及び各参加機関のリソースを活用した発信の強化
- (2) Uターン就職情報の発信強化
 - ・仕事と暮らしの魅力のパッケージ化など、発信情報の魅力化
 - ・職業訓練等、移住促進に有効な既存施策情報の発信
- (3) 起業・創業人材確保のための発信強化
 - ・就職に加えて起業・創業にも枠を広げた人材確保のための情報発信
- (4) 県民会議を有機的に動かしていくためのプラットフォーム機能の強化

「来んさいな 住んでみないや」とっとり暮らしフェスタの開催結果について

平成27年9月14日

とっとり暮らし支援課

平成27年8月4日に立ち上げた『「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議』の取組の一環として、首都圏の移住を考える人に鳥取の良さをPRする移住定住イベント『「来んさいな 住んでみないや」とっとり暮らしフェスタ』を開催しました。

会場には、子ども連れの夫婦など20才代から40才代を中心に約50名が来場し、トークゲストがとっとりでの暮らしを紹介するトークセッションでは、来場者は真剣に話に耳を傾け、質疑においても鳥取県への移住定住に関する具体的な質問が多く寄せられるなど、本県への移住を本気で考えている方の来場が目立ちました。

今後は、フェスタへの来場者に対して、移住相談員によるフォローアップを行い、本県への移住の促進を図ります。

1 日 時 平成27年9月6日(日) 午後1時から5時まで

2 場 所 移住・交流情報ガーデン(東京都中央区京橋一丁目1-6 越前屋ビル1階)

3 来場者数 約50名

(参考)参加者属性 【男女比】男性:約55%、女性:約45%

【年齢】20代:約20%、30代:約35%、40代:約20%

4 内 容

(1) あいさつ

「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議 藤縄匡伸会長
鳥取県 平井伸治知事

(2) トークセッション

県民会議の参加機関及び趣旨に賛同された東京在住の鳥取県関係者による9名のトークゲストが3つのテーマに別れ、各自の鳥取でのライフスタイルや取組を紹介した後、会場からの質問に答えました。

【コーディネーター】古田 琢也(ふるた たくや)氏(株式会社トリクミ)

① とっとりの自然と暮らすライフスタイル

橋本 芳昭(はしもと よしあき)氏

(株式会社LASSIC、シーカヤックインストラクター)

宮崎 美知子(みやざき みちこ)氏(伯耆町、畜産農家)

岡 元氣(おか もとぎ)氏(東部森林組合、林業)

② 「東京で想う とっとり暮らし」

下手 務(しもて つとむ)氏(山陰合同銀行 東京支店)

堀田 瑛司(ほった えいじ)氏(鳥取銀行 東京ローンプラザ)

辻 堅太郎(つじ けんたろう)氏(若い鳥取県応援団 団長)

③ 「みんなが主役、とっとりのまちづくり」

成清 仁士(なりきよ ひとし)氏(鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー)

吉田 輝子(よしだ てるこ)氏(米子高専、米子建築塾、NPO法人まちなかこもんず)

古田 琢也氏(株式会社トリクミ)再掲

④ 交流タイム(トークゲストの皆さんとイベント参加者の交流タイム)

(3) 会場内展示など

ア 県民会議参加機関のPRブース設置

会場内に、県民会議参加機関のPRブースを設置し、各機関及びトークゲストによる移住関連の取組などを紹介しました。

イ 移住・就職相談

移住・就職相談(ふるさと鳥取県定住機構)のブースを設置し、来場者からの相談に対応しました。

ウ その他

子育て王国鳥取県、就職・就農支援、県内市町村の移住支援など、鳥取県への移住定住に関する情報コーナーを設置し、PRを行いました。



5 来場者の反応

(1) トークセッションの質疑から

会場からは、

○鳥取で林業の仕事をしたいが、年齢的なものもあり、実際に現場でやっていけるかどうか感触を知りたい。

○夏は観光などの仕事をしたいと考えているが、冬季にどんな仕事があるか知りたい。

○移住して起業する際の融資等支援制度について聞きたい。

また、実際の生活費はどのくらいかかるのか。

○地域づくり活動など、どうすれば地域のキーマンとつながることができるか。

など、鳥取県への移住を考える来場者から、移住後の生活に関する具体的な質問が投げかけられ、ゲストスピーカーが自身の経験を踏まえて、アドバイス等を行いました。



(2) 来場者アンケートから

○鳥取に移住された人の話や鳥取出身者の話などが印象に残りました。鳥取を知らない人でも鳥取を感じることができて良かった。

○鳥取でいろいろな仕事をしている方々の生の声が聞けて良かった。鳥取には、すごいチャンスがあると思いました。

(3) 移住・就職相談から

○海が好きで海の近くに住みたいと思って今回のフェスタに参加した。海をフィールドにレクリエーション関係の仕事ができれば最高である。

鳥取県を訪れたこともあるが、今回、先輩移住者の話を聞いて移住後の具体的なイメージを持つことができた。また、相談コーナーでは、岩美町などでの海に関連した具体的な仕事の話も相談できたので、来年くらいにも岩美町辺りに移住をしたい。(埼玉県：30代男性)

○農業がやりたくて地方への移住を考えており、たまたま移住・交流情報ガーデンによったら鳥取県のフェスタが開催されていたので来場した。現在、ジャズダンス関係の仕事をしているが、そのような仕事をしながら半農半Xで農業もやれたらいいと思っている。

移住相談コーナーで話を伺って、鳥取県は農業をするにも適したところだし比較的街にも近い。また、関西圏にも比較的近く仕事や遊びでも大阪や京都に気軽に行けるので、移住先として鳥取県を是非検討したい。(東京都：20代夫婦子供1人)

(参考) 県民会議の概要

1 名称 「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議
(会長：鳥取県商工会議所連合会 藤縄匡伸会長)

2 目的 地方創生の一つの柱である、都会からの地方への移住(鳥取県への移住定住)を県民一体となって推進することを目的とする。

3 発 足 平成27年8月4日

4 参加機関 経済界：鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、
鳥取県経営者協会、鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、
鳥取県漁業協同組合

大学等：鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学・鳥取看護大学、米子工業高等専門学校

行政：鳥取県市長会、鳥取県町村会、鳥取労働局、ふるさと鳥取県定住機構、鳥取県

金融：鳥取銀行、山陰合同銀行鳥取営業本部

労働界：日本労働組合総連合会鳥取県連合会

マスコミ：日本海テレビジョン放送、山陰放送、新日本海新聞社

鳥取県へ移住された方々、趣旨に賛同いただける企業、団体 など

「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の開催結果及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第23条第1項の規定に基づく協議会の設置について

平成27年9月14日
男女共同参画推進課

平成27年9月3日に、働く女性の活躍を推進する官民組織「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の本年度第1回会議を開催し、当会議を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第23条第1項に基づく協議会とすることが承認されました。これを受けて、9月4日の女性活躍推進法施行日に協議会を設置したことを公表しました。

1 輝く女性活躍加速化とっとり会議

- (1) 日時 平成27年9月3日（木）午後1時15分から45分まで
- (2) 場所 ホテルニューオータニ鳥取
- (3) 出席団体 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取労働局、各市町村
- (4) 概要
 - ・輝く女性活躍加速化とっとり会議を女性活躍推進法に基づく協議会として位置づけることを承認した。
 - ・事業主行動計画策定等についてのワンストップ相談窓口の設置を準備することを報告した。
 - ・とっとり女性活躍ネットワーク会議の活動報告を行った。

2 協議会の設置

- (1) 協議会の名称
輝く女性活躍加速化とっとり会議
- (2) 協議会の目的
女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、構成員が相互の連携を図ることにより、有用な情報を共有し、連携の緊密化を図ることを目的とする。
- (3) 設置した日
平成27年9月4日（金）
- (4) 協議会の構成員
 - 経済団体 鳥取県商工会議所連合会長、鳥取県経営者協会会長、鳥取県中小企業団体中央会長、鳥取県商工会連合会長
 - 労働団体 日本労働組合総連合会鳥取県連合会長
 - 行政 鳥取労働局長、鳥取県知事、市町村長

(参考)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要（平成27年8月28日成立、9月4日公布・施行（一部を除く。））

- 1 県は、国が策定する基本方針等を勘案して女性の活躍の職業生活における活躍についての推進計画を策定する。
- 2 国、地方公共団体、民間事業主は女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析したうえで、定量的目標や取組内容を内容とする「事業主行動計画」を策定・公表する。
- 3 女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

